

議案第83号

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年磐田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

政治倫理委員会委員	日額	10,000	を
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する者（この表において定める者を除く。）	日額	6,000	

政治倫理委員会委員	日額	10,000	に
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	10,000	
行政不服審査会委員	日額	10,000	
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する者（この表において定める者を除く。）	日額	6,000	

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表(第2条関係) (単位:円)			別表(第2条関係) (単位:円)		
区分	報酬額		区分	報酬額	
略			略		
政治倫理委員会委員 (追加)	日額	10,000	政治倫理委員会委員	日額	10,000
			<u>情報公開・個人情報保護審査 会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000</u>
			<u>行政不服審査会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000</u>
地方公務員法(昭和25年法律 第261号)第3条第3項第2号 及び第3号に該当する者(こ の表において定める者を除 く。)	日額	6,000	地方公務員法(昭和25年法律 第261号)第3条第3項第2号 及び第3号に該当する者(こ の表において定める者を除 く。)	日額	6,000